

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、「経営理念」である長年にわたって培われた染色加工およびその周辺技術をベースにして、さらなる技術の発展と、より優れた商品の提供によって社会に貢献することで、堅実かつ安定した経営基盤を構築し、株主・顧客・取引先・役職員・社会等ステークホルダーに信頼され、期待に応える企業を目指し、最適なコーポレート・ガバナンスの強化・充実に努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

< 補充原則1-2-2 > 株主総会における情報開示

当社は、株主が十分な議案の検討時間を確保できるよう、今後、招集通知の早期発送や発表日前の当社ホームページおよび東京証券取引所のウェブサイト等への議案の開示を検討します。

< 補充原則1-2-4 > 株主総会における権利行使

当社は、株主における海外投資家比率が相対的に低いと考えられるため、議決権電子行使プラットフォームの利用や招集通知の英訳を現在行っていないが、今後、海外投資家比率の推移を確認したうえで、その対応についての検討をしていきます。

< 原則1-4 > 政策保有株式

当社は、取引先企業などとの関係強化を図る目的で株式を政策的に保有し、中長期的な経済合理性をもとにその株式保有の継続・処分等について総合的に判断しております。取締役会での検証及び開示については、今後検討してまいります。

< 補充原則3-1-2 > 情報開示の充実

当社は、株主における海外投資家比率が相対的に低いと考えられるため、招集通知の英訳を現在行っていないが、今後、海外投資家比率の推移を確認したうえで、その対応についての検討をしていきます。

< 補充原則4-1-3 > 最高経営責任者等の後継者の計画の監督

当社は、代表取締役社長等の選任にあたっては、法令、社内規程に基づき、取締役会にて決議しています。取締役会は、代表取締役社長等の後継者計画の一環として、代表取締役社長を含む経営幹部の発掘と育成を目的とした次世代経営者育成計画の策定・運用に関与するよう、検討してまいります。

< 補充原則4-2-1 > 経営陣の報酬

当社は、現在の現金による報酬が健全な動機づけに資するものと考えており、自社株を用いた報酬制度は導入していません。当社経営陣の報酬等は、その役割と責務に相応しい水準となるような体系としていますが、今後、中長期的な業績と連動する報酬の設定についても必要に応じて検討してまいります。

< 原則4-8 > 独立社外取締役の有効な活用

< 補充原則4-8-1 > 独立社外役員の情報交換・意識の共有

< 補充原則4-8-2 > 筆頭取締役の互選、経営陣・監査役及び監査役会との連携

現在、取締役7名のうち1名が社外取締役、監査役3名のうち2名が社外監査役(うち1名が独立社外役員)で、社外の視点から経営に資する発言を行うなどその役割、責務を十分に果たしており、現在の人員数が適正と判断しております。今後更なるコーポレートガバナンスの強化のため、今後の事業環境等の変化に応じて見直しを検討してまいります。

< 補充原則4-10-1 > 独立社外取締役の関与に関する任意の仕組みの活用

当社の独立社外取締役は1名選任していますが、独立した立場から経営に対し適切な助言、意見の表明を行っており、その責務を十分に果たしています。また、報酬については、株主総会で決議された報酬総額の枠内において原則3-1の方針に基づき、決定していますので、現在のところ任意の諮問委員会等を設置していません。

< 補充原則4-11-3 > 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件

当社の取締役会は、社外取締役や社外監査役も含めた発言・質疑応答・議論の状況から、その実効性は保たれていると判断していますが、今後より客観性を高めるために評価方法も含め、検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

< 原則1-4 > 政策保有株式

当社は、取引先企業などとの関係強化を図る目的で株式を政策的に保有し、中長期的な経済合理性をもとにその株式保有の継続・処分等について総合的に判断します。また政策保有株式の議決権行使について、当社の保有方針と当該企業の中長期的価値向上に資する等を検証のうえ、議案への賛否を決定しています。

< 原則1-7 > 関連当事者間の取引

当社は、社内規程に基づき、取締役の競業取引、取締役と会社の取引については、取締役会の承認事項とし、また、取締役がその取引を行ったときは、取締役会に取引についての重要な事実を報告することとしています。

<原則2-6> 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮
当社には、企業年金基金制度はありません。

<原則3-1> 情報開示の充実

- 1.当社の企業理念等は当社ホームページ(<http://www.soko.co.jp/company/index.html>)に掲載しています。
- 2.コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方については、本報告書の1.「基本的な考え方」をご参照下さい。
- 3.取締役の報酬は、株主総会にて年間報酬の上限額を決議しています。取締役の個別の報酬額は、代表取締役社長に一任し、当該取締役の役位や職務責任等を考慮して決めています。
- 4.経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっては、経営もしくは監査に携わる者として高度な人格と資質を備え、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の増大に資する者が否かを重視し、今後は取締役会で審議、決定します。当社経営幹部の解任については、当該経営陣幹部が、重大な法令・定款違反行為を行った場合、重大な心身の故障等により、長期間にわたり職務の継続が困難と判断された場合、職務への著しい不適任により、著しく企業価値を毀損させた場合などを総合的に判断し、手続きを行う仕組みの構築を検討してまいります。
- 5.役員候補者の選解任理由につきましては、株主総会招集通知等において開示いたします。

<補充原則4-1-1> 経営陣に対する委任の範囲の概要

当社の取締役会は、職務執行および業務執行を監督する機関として法令、定款および社内規程に基づき、経営に係る重要事項について意思決定しています。取締役は、各部門の業務進捗状況や課題等を報告、協議しています。

<原則4-9> 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質

当社は、会社法に定める要件および東京証券取引所が定める独立性基準を満たしている者を独立社外取締役の候補者として取締役会で選任しています。

<補充原則4-11-1> 取締役会の全体としてのバランス、多様性及び規模

当社の取締役会は、異なる専門知識・経験・属性等多様な取締役7名で構成されており、取締役候補者については、企業価値向上、経営の責務を果たすことのできる人材を第一に、人格、知見に優れた方を総合的に判断し選定しています。

<補充原則4-11-2> 取締役・監査役の上場会社の役員兼任状況

当社は、取締役・監査役の重要な兼職の状況について、定時株主総会招集通知にて開示しています。

<補充原則4-14-2> 取締役・監査役に対するトレーニングの方針

当社は、社外取締役・社外監査役に、当社グループの理解度を深めるための必要な情報提供に努めています。

<原則5-1> 株主との建設的な対話に関する方針

当社は、株主や投資家との対話に関する窓口を総務部とするとともに、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するために、必要に応じて、合理的な範囲において代表取締役社長、総務部を統括する取締役が、当社グループの適時情報開示や建設的な対話に対応しています。また、窓口担当部署で受けた株主や投資家からの情報・内容等については、代表取締役社長、担当取締役へ適切なフィードバックすることで情報共有をし、インサイダー情報の管理を行っています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
丸井織物株式会社	712,709	50.03
西川 文平	84,168	5.91
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	49,710	3.49
テックワン株式会社	39,400	2.77
森井 弘之	38,200	2.68
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	33,600	2.39
楽天証券株式会社	16,400	1.15
山森 長英	14,000	1.07
松田 豊	13,000	0.98
山森 美枝子	13,200	0.93

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

丸井織物株式会社 (非上場)

補足説明

西川文平氏は逝去されましたが、2019年3月31日時点での、株主名簿上の名義に基づき記載しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3 月
業種	繊維製品
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4 . 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5 . その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	8 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
坂田年男	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「 」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
坂田年男	○	——	(社外取締役選任理由) 系悠株式会社の代表取締役として培われた豊富な知識、経験等をもとに当社の経営を監督していただくとともに、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレートガバナンスのさらなる強化に寄与していただくため。 (独立役員選任理由) 当社と系悠株式会社との間には、重要な取引はありません。また、その他独立役員の属性として、会社法に定める要件および金融商品取引所が規定する項目に該当するものはなく、従って、同氏と一般株主の間に利益相反が生じる恐れがないと判断して、指定しています。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

期末の各種棚卸実査には、監査役と会計監査人が連携して立会いを行っています。また、監査役と会計監査人は年間4回以上、監査体制、監査計画、監査実施状況等についての検討会を開催するなど相互に緊密な連携をとりながら監査活動を行っています。
 当社の内部監査室は、担当部署が行う自己監査の監視・検証・評価・改善を行い、監査内容を適時適切に監査役に報告する等、監査役と緊密な連携をとっています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
福島 理夫	他の会社の出身者													
中西 英文	他の会社の出身者													

- 会社との関係についての選択項目
 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」
 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 - m その他

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	----------	--------------	-------

福島 理夫	○	_____	(社外監査役選任理由) 出版印刷関連企業での経歴を有し、異業種での経験を踏まえた見識で客観的な視点からの監査が可能であると判断して、選任しています。 (独立役員選任理由) 当社は福島印刷株式会社から社内帳票類を購入していますが、いずれの取引においても売上高に対する取引額の割合は小さく、重要な取引ではありません。また、その他独立役員の属性として金融商品取引所が規定する項目に該当するものはなく、従って、同氏と一般株主の間に利益相反が生じる恐れがないと判断して、指定しています。
中西 英文		_____	(社外監査役選任理由) 電気工事関連企業での経歴を有し、異業種での経験を踏まえた見識で客観的な視点からの監査が可能であると判断して、選任しています。

【独立役員関係】

独立役員の人数	2 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

経営陣が株価第一主義となる事や付与基準の不明確さによる不平等感及び株式価値の希薄化等を考慮し、当社は取締役へのインセンティブ付与について、現在、特に考えていません。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書に総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役、社外監査役に対するサポートとして、特別な体制は取っていませんが、取締役会、監査役会においては、社外取締役、社外監査役にそれぞれの必要な資料を配布し、資料に基づき、詳しく説明して理解を頂いています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は、経営上の最高意思決定機関であり、かつ、取締役の職務執行状況の報告、監督機能を担う取締役会を3ヶ月に1回以上開催し、さらに、取締役経営会議および関連会社役員、責任者を含めた役員会議またはその報告を毎月実施し、主要事項の審議、決定を行い、意思決定の透明性と迅速性および職務の執行、監督の徹底を図っています。また、各部門の業務進捗状況や課題を適時に常勤役員に報告するほか、必要に応じて臨時取締役会、臨時取締役経営会議を開催し、全社的な経営の管理運用を適時、適切に行っています。

また、当社の監査制度については、その企業規模から監査役制度が最適と考え、今後もこの制度を維持する方針であります。監査役は3名であり、うち2名が社外監査役です。会計監査は、太陽有限責任監査法人と監査契約を締結しています。当社の会計監査業務を執行した指定有限責任社員は公認会計士泉淳一、石原鉄也2名であり、会計監査業務に係る補助者は公認会計士6名とその他4名であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社では、当社の事業に精通した取締役によって取締役会を構成しています。また、社外取締役を1名選任し、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレートガバナンスの強化を図っています。一方で、経営監視機能の客観性及び中立性を確保するため、監査役3名中2名を独立性が高く専門的な知見を有する社外監査役で構成することによって社外の視点を取り入れています。

また、監査法人と相互に緊密な連携をとりながら監査活動を行うことで、監査役による経営監視機能の強化を図っています。

このような取り組みによって、経営に対する監視機能を確保し得ると考えていますが、当社は、さらに最適なコーポレート・ガバナンスの強化、充実に努めてまいります。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者 自身に よる説 明の有 無
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページのIR・投資家情報に、決算情報等を掲載しています。	
IRに関する部署(担当者)の設置	総務部	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社の経営理念と社内規程により、規定しています。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、企業が存続するためにはコンプライアンスの徹底が不可欠であるとの認識のもと、すべての役員及び従業員が公正で高い倫理観に基づいて行動し、広く社会から信頼される経営体制の確立に努めること等、8項目からなる内部統制システムの基本方針について定めています。

当社の内部統制については、平成20年7月より内部監査室が中心となり、また各部門長とともに金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制の構築を推進しています。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「行動規範」において、社会秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、断固たる態度で絶縁することを定めています。

このように、反社会的勢力に対して断固たる態度で臨み、関係排除に取り組むことは、企業の社会的責任の観点から必要かつ重要であるとともに、企業防衛の観点からも必要不可欠な要請であり、コンプライアンスそのものであるとの認識の下、反社会的勢力による被害を防止するための対策として、総務部を対応統括部署と定め、迅速かつ適切な対応を図るため、対応マニュアル等の整備に努め、また、暴力団追放運動推進センター、企業防衛対策協議会、その他反社会的勢力の排除を目的とする外部専門機関が行う地域活動に参加し、専門機関との緊密な連携関係の構築、情報収集等、適切な対応のための啓発に努めています。

その他

1.買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2.その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

更新

